

2025年4月24日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

・他市場上場会社に係る上場制度の見直しについて

#### 2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2025年4月24日（木）～2025年5月8日（木）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mailの場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

#### 【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

## 他市場上場会社に係る上場制度の見直しについて

2025年4月24日

証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣 旨

本所では、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」といいます。）が本所に新規上場申請する場合には、申請書類を一部簡素化するなどの取扱いを行っていますが、2022年4月の株式会社東京証券取引所における各市場の上場基準等の整備後の状況を踏まえて、上場審査における弾力的な取扱いを拡大するとともに、新規上場申請手続きを整理するなど、他市場上場会社に係る上場制度の見直しを行うこととします。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場審査の弾力的な取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合の本所の各市場への上場審査は、当該他市場における経営成績等のほか、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、実質審査基準の各観点の全部又は一部に適合するものとして取扱うことができることとします。</li><li>ただし、当該取扱いの適用は、新規上場申請者が他市場上場会社である場合のアンビシャスへの上場審査においては、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。</li></ul>	※現在は、実質審査基準のうち「企業内容等の開示の適正性」の観点のみ、国内の他の金融商品取引所における実績を勘案して行うこととしていますが、その他の観点についても当該実績を勘案した審査を行う趣旨です。
2. 新規上場申請手続きの整理	<ul style="list-style-type: none"><li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合は、アンビシャスへ新規上場申請を行うにあたり提出書類の一部を省略することができることとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>アンビシャスへ新規上場申請書類で、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (4) ○に規定する「新規上場申請者に係る各種説明資料」については、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過している場合又は国内の他の金融商品取引所の新興市場以外の市場に上場している場合には提出を要することとします。</li></ul>

項 目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>併せて、他市場上場会社が各市場へ新規上場申請を行う場合の提出書類について整備することとします。</li> </ul>
3. 上場に関する料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合の上場審査料を無料としている措置をとりやめます。</li> <li>既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、新規上場申請者が北海道関連企業である場合の上場手数料を無料としている措置をとりやめます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※当該無料措置の効果等に鑑み見直すものです。</li> <li>新規上場申請者が他市場上場会社である場合の、上場審査料は0円から100万円となります。</li> <li>既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、新規上場申請者が北海道関連企業である場合の上場手数料は0円から50万円となります。</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内にアンビシャスから本則市場へ上場市場の変更申請を行う場合の上場市場の変更審査料を無料としている措置をとりやめ、通常の上場市場の変更審査料の半額（50万円）とします。</li> <li>その他所要の改正を行います。</li> </ul>	

### Ⅲ. 実施時期（予定）

5月下旬から実施し、施行日以後に新規上場申請又は上場市場の変更申請を行う会社から適用します。

以 上